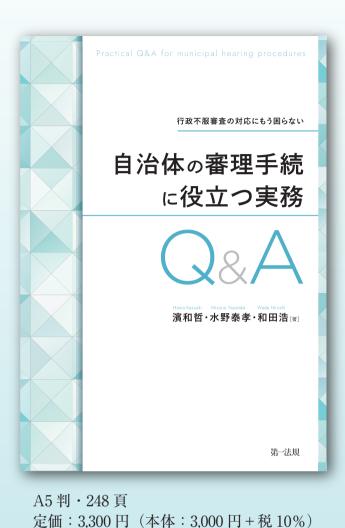
# 行政不服審査の対応にもう困らない

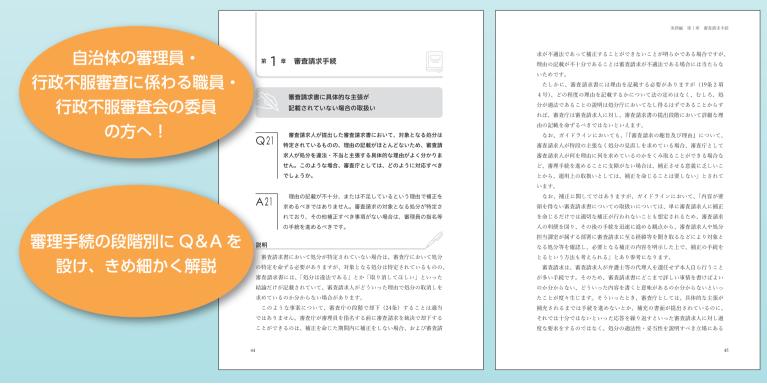


# 自治体の審理手続 に役立つ実務



## 濱和哲·水野泰孝·和田浩 [著]

- ●「審査請求期間を徒過した場合の対応方法」、「執行停止を すべき事案の検討方法」など、行政不服審査の審理手続の 実務で直面する疑義や問題に対応!
- ●審理員を担った経験のある、行政不服審査法の研究を行う 著者が、自らの経験をふまえて実務の観点から解説!
- ●2014年の行政不服審査法改正・施行後、「5年後見直し」 で明らかにされた、運用面における実務的課題に対する最 新の考え方に基づき、精度の高い迅速な審理を実現!



## 目 次(抜粋)

#### はじめに

### ◇◇制度編◇◇

- Q1 審査請求は、何に対してできますか。
- Q2 審査請求は、どこに対して行うものですか。
- Q3 審査請求は、いつまでに行う必要がありますか。
- Q4 教示について、教えてください。
- Q13 どのような場合に、行政不服審査会等に対して諮問がなされるのですか。
- Q16 執行停止の制度について、教えてください。
- Q17 不服申立て前置とは、どのような考え方ですか。

#### ◇◇実務編◇◇

#### 第1章 審査請求手続

- Q22 審査請求として取り扱うべきか否かの判断
- Q23 審査庁却下すべきか否かの考え方
- Q24 審査請求と訴訟との関係
- Q25 審査請求期間を徒過した場合の正当な理由

### 第2章 審理員の指名

- Q26 審理員に必要な資質
- Q27 審理員の指名時期
- Q28 弁護士を審理員に指名する場合の任用形式

#### 第3章 審理手続

- Q34 処分庁に対する弁明書の記載内容に関する質問
- Q35 処分庁に対する弁明書の補充の求め
- Q36 処分庁に対する追加資料の提出の求め
- Q37 守秘義務との関係
- Q38 審査請求人に対する説明の求め
- Q39 争点整理の要否および方法
- Q40 書面の提出が繰り返されることへの対応
- Q41 「審理員に直接言いたいことがある」と記載されていた場合 の対応
- Q42 □頭意見陳述の不実施
- Q43 質問事項書の取扱い
- Q44 審理員による□頭意見陳述の録音
- Q45 申立人による口頭意見陳述の録音
- Q46 口頭意見陳述の公開
- Q47 口頭意見陳述の結果の記録
- Q48 再度の口頭意見陳述の申立て
- Q49 出席しなかった参加人からの口頭意見陳述の申立て

- Q50 審理員意見書の交付時期
- Q51 審査庁が審理員審理に関与することの可否
- Q52 審査請求における証拠調べおよび事実認定の在り方
- Q53 複数の審理員間で意見がわかれた場合の結論の出し方
- Q54 審査請求人に対する審理状況の説明
- Q55 審査請求人が提出した証拠の取扱い
- Q56 主張書面等を直送することの可否
- Q57 証拠説明書の提出の求め
- Q58 証拠の写しの提出の求め
- Q59 主張書面と証拠の区別
- Q60 審理手続の併合
- Q61 執行停止をすべき事案

#### 第4章 行政不服審査会への諮問

- Q62 審理員に対する事実確認
- Q63 職権で収集した資料の取扱い
- Q64 審査会に対する諮問の仕方
- Q65 全部認容があり得る場合における諮問の可否
- Q66 審理員による再審理を求める旨の答申

#### 第5章 裁決

- Q69 付言の法的意味および位置付け
- Q70 答申等と異なる判断をする場合における理由の記載の程度
- Q71 裁決の結果報告

#### 第6章 手続全般に関するテーマ

- Q72 審査請求手続の瑕疵
- Q73 処分の不当
- Q74 憲法適合性審査の可否
- Q75 処分の職権取消しがなされた場合の手続の進め方
- Q76 傍論での実体判断の可否
- Q77 処分前の手続に関する違法
- Q78 職権取消しの勧奨
- Q79 審査請求人が主張していない違法事由
- Q80 標準審理期間の定め
- Q81 不作為に対する審査請求
- Q82 審理員の指名を要しない場合
- Q83 行政不服審査会以外の機関に対して諮問する場合の審査請求人への通知等
- Q84 行政不服審査会以外の機関に対する諮問

## 

第一法規 ストア 検索 ストンパン



キリトリ線

申 込書 (第一法規刊	}	
書名	価格	部数
自治体の審理手続に役立つ実務Q&A [094136]	定価3,300円 (本体3,000円+税10%)	部

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

\*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) □代金引換により支払います。 □現品到着後請求書により支払います。

\*代金引換手数料について 1万円以下の場合、330円(税込) ※送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 - 一回あたりのご購入金額 3万円以下の場合、440円(税込) に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用い (商品の税込価格+送料) の合計が 10万円以下の場合、660円(税込) ただけません。

午		1

					$\Box$	ш
で住所						
機関名						
フリガナ		TEL	_	-		
ご氏名	様	E-mail	@			

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、 このままFAXで下記宛お送りく ださい。

■宛先

〒107-8560

東京都港区南青山2-11-17

第一法規株式会社

**™ FAX.0120-302-640** 

書店印